

久留米市市民活動応援クラウドファンディング事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「久留米市市民活動応援クラウドファンディング事業」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、市民公益活動団体がふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより主体的に寄附を募り、集めた寄附金を市が当該団体に対し交付することにより、市民活動を応援し、市民との協働を進めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 久留米市市民活動を進める条例（平成23年久留米市条例第32号。以下「条例」という。）第3条第1号に規定する市民活動をいう。
- (2) 市民公益活動団体 条例第3条第2号に規定する市民公益活動団体をいう。
- (3) 基金 ふるさと久留米応援基金条例(平成20年久留米市条例第30号)第1条に規定するふるさと久留米応援基金（以下「基金」という。）をいう。
- (4) 交付金 市がこの要綱に基づき市民公益活動団体に対し交付するものをいう。
- (5) クラウドファンディング 特定の事業を実施するためにインターネット等を通じて、不特定多数の者から資金調達をする仕組みのことをいう。

(対象団体)

第4条 本事業の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当する市民公益活動団体とする。

- (1) 主として市内において活動していること。
- (2) 名簿及び規約、会則等の組織運営に関する明文の定めを有していること。
- (3) 5名以上の構成員を有すること。
- (4) 代表者が18歳以上であること。
- (5) 市補助金の交付又は市から委託を受けた実績がある団体であること。
- (6) 公序良俗に反する活動を行わない団体であること。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (8) 暴力団、又は暴力団の構成員の統制の下にある団体でないこと。

(対象事業)

第5条 本事業の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する市民活動とする。

- (1) 市における地域課題の解決に資する事業であること。
- (2) 主たる効果が市内で生じる事業、又は主に市民を対象とした事業であること。
- (3) 市から委託を受けている事業でないこと。
- (4) 宗教、政治、又は営利を目的としない事業であること。
- (5) 上記の内容のほか、市長が適切でないと認める事業でないこと。

（交付対象経費）

第6条 交付金の対象となる経費は、対象事業の実施に要する費用とする。ただし、次に掲げる経費は交付金の対象としない。

- (1) 対象事業の実施に直接関係のない運営経費又は飲食費
- (2) 不動産や単価が著しく高額なもの、娯楽性が非常に高いもの
- (3) 対象事業期間外に発生した経費
- (4) 上記の内容のほか、市長が適切ではないと認める経費

（事業提案）

第7条 対象事業を行おうとする市民公益活動団体は、事業提案書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、寄附を募集する事業の提案を別に定める期日までに市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 団体調書（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 誓約書（第5号様式）
- (5) 市民公益活動団体の規約、会則又はこれに準ずるもの
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

（対象事業の審査）

第8条 市長は、対象事業を審査するため、別に定める評価会議を開催し、専門的な意見を聴取するものとする。

（事業の採択及び通知）

第9条 市長は、評価会議の意見を参考に採択する対象事業を決定し、その旨を事業採択（不採択）通知書（第6号様式）により、申請団体に通知するものとする。

2 同一年度において新たに採択する対象事業は5件までとし、1団体につき1件とする。

- 3 対象事業の採択は、同一団体に対して、初めに採択された年度から起算して連続する3年度までに限るものとする。

(採択事業の変更)

第10条 前条第1項の規定による事業の採択を受けた市民公益活動団体(以下「実施団体」という。)は、採択された事業(以下「採択事業」という。)の内容等に変更が生じた場合は、事業内容変更(中止)承認申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、承認したときは、事業内容変更(中止)承認通知書(第8号様式)により、実施団体に通知するものとする。

(寄附の募集)

第11条 採択事業に係る寄附の募集は、市が指定するクラウドファンディングのポータルサイトを通じて行うものとする。

- 2 実施団体は、クラウドファンディングにより寄附を募集するにあたり、市及び市が指定するポータルサイト運営事業者(以下「サイト運営事業者」という。)と必要な事項について協議を行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定による協議において、実施団体及びサイト運営事業者と寄附募集に係る必要な調整を行い、寄附募集を実施するものとする。この場合において、市はホームページその他の情報媒体により、当該クラウドファンディングによる寄附募集に関する周知を行うものとする。

- 4 実施団体は、当該団体のホームページやSNSその他情報媒体への掲載等により、当該クラウドファンディングの寄附募集に関する周知を行うなど、自らも積極的に寄附募集を行うものとする。

- 5 クラウドファンディングによる寄附募集の実施期間は、市とサイト運営事業者との協議により定める期間とする。

- 6 市長は、第2項の規定によるサイト運営事業者との寄附募集に係る調整の結果、採択事業の内容について、第5条に規定する要件を満たしていないこと、第7条の規定により提出された申請書等の記載事項に虚偽がある等、採択事業として適当でない事由があると認めるときは、第9条第1項の規定による事業の採択を取り消し、当該採択事業に係るクラウドファンディングによる寄附募集を実施しないこととする。

- 7 第5項の規定にかかわらず、寄附金が目標金額に到達した場合は、到達した時点をもって寄附募集を終了するものとする。

8 第1項の規定による採択事業に係る寄附については、返礼品を贈呈しないものとする。

9 市長は、第1項の規定による採択事業に係る寄附を受領した場合において、寄附者が同意したときは、実施団体に寄附者の情報を提供するものとし、当該実施団体は、寄附者に対してお礼状を送付するものとする。

(予算措置)

第12条 前条1項の規定により受領した寄附金は、実施団体に対して交付金として交付するまでの間、基金に積み立てるものとする。

(寄附額の確定)

第13条 市長は、第12条第1項の規定により受け付けた寄附金の額が確定したときは、その額を速やかに実施団体に通知するものとする。

2 実施団体は、寄附金が目標金額に到達しなかった場合においても、採択事業の実施に努めるものとする。

(交付金の額)

第14条 採択事業に係る交付金の額は、第12条第1項の規定により受け付けた寄附金から必要経費を除いた額とする。

(交付金の交付申請)

第15条 実施団体は、別に定める期日までに、交付金交付申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 実施団体は、寄附額の確定により、第7条の事業計画書及び収支予算書を変更する必要があるときは、変更後の書類を前項の交付金交付申請書に添付しなければならない。

3 実施団体は、同一年度において、採択事業に係る、この交付金以外の市の補助金等の交付の申請をすることはできない。

(交付金の交付決定)

第16条 市長は、前条の交付金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、交付金を交付することが適当と認めたときは、その旨を交付金交付決定通知書（第10号様式）により、実施団体に通知するものとする。

(交付金の交付決定の取消し及び返還)

第17条 市長は、実施団体が次のいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付決定の全部若しくは一部の取り消し又は既に交付されている交付金の全額若しくは一部を、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき

- (2) 交付金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したことが判明したとき
- (3) 交付金をその目的以外に使用したことが判明したとき
- (4) 採択事業の実施にあたって剰余金が発生したとき
- (5) 偽り、その他不正な手段により、寄附金の募集及び交付金の交付を受けたことが判明したとき
- (6) 交付すべき額を超えて支給を受けたとき
- (7) その他市長が適当でないと認めるとき

2 前項の規定により実施団体が交付金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合に生じた損害については、市は、その賠償の責任を負わない。

(実績報告)

第 18 条 交付金の交付を受けた実施団体は、採択事業が完了したら速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（第 1 1 号様式）
- (2) 成果報告書（第 1 2 号様式）
- (3) 収支決算書（第 1 3 号様式）
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(状況報告及び調査)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、交付金の使途等に関し実施団体に対して報告を求め又は実地に調査することができる。

(事業内容の情報発信)

第 20 条 実施団体は、採択事業の実施内容、交付金の活用実績について、市民等への情報発信に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 21 条 実施団体は、採択事業を行う上で知り得た個人情報については、慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならない。また、事業完了後においても同様とする。

(書類の保管)

第 22 条 実施団体は、採択事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該採択事業が完了した年度の翌年度から起算して 5 年間は保管しなければならない。

(補則)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

2 交付金の交付等にあたっては、この要綱のほか、久留米市補助金等交付規則(昭和 50 年久留米市規則第 5 号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。